

指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止について

令和2年1月10日（金）

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止をいたしましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 HOPE
- (2) 代表者 代表社員 高宮 礼子（たかみや れいこ）
- (3) 所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 ケアプランセンター つどい（居宅介護支援）
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市馬場二丁目14番6号
- (3) 指定年月日 平成29年10月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775601673

3 停止する指定の効力

指定の一部の効力（新規利用者受入）の停止3か月間
（令和2年1月10日から令和2年4月9日）

4 指定の一部の効力の停止の理由

①不正請求

【介護保険法第84条第1項第6号】

訪問介護（ヘルパーステーション つどい）において、平成29年10月から平成29年12月までの期間に、勤務実態のない者がサービス提供を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成することが不正請求にあたりと知りながら、当該計画を適切に変更する対応をせず給付管理を行い、居宅介護サービス計画費を不正に請求した。

②不正・不当行為

【介護保険法第84条第1項第11号】

訪問介護（ヘルパーステーション つどい）において、不正請求（下記に記載）を行っていることを知りながら、「介護保険法（平成9年法律第123号）」第8条第24項及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号）」第13条第13項に規定する対応をせず放置し、給付管理を行い、もって、訪問介護事業所の不正を幫助した。

記

訪問介護において、平成29年10月から平成29年12月までの期間（平成29年10月1日等）に、利用者に対する訪問介護において、勤務実態のない従業員の名前を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき介護給付費を請求した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市に対し、平成 29 年 10 月から平成 29 年 12 月まで不正に請求し、受け取った介護給付費 13,530 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。